

幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(資産の保有又は整備)</p> <p>第3条 学校法人は、その設置する幼稚園に必要な施設及び設備（以下「基本財産」という。）並びにその設置する幼稚園の経営に必要な財産（以下「運用財産」という。）を法人設立時までに保有又は整備しなければならない。</p> <p>2 前項の基本財産は、負担付（担保に供せられている等）のもの、又は借用のものであってはならない。<u>ただし、園地及び運動場については、国又は地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）からの借用であり、かつ、学校法人が取得できない合理的理由がある場合は、借用であっても差し支えないものとし、地方公共団体等からの借用ができないやむをえない理由があるときは、存続期間20年以上の地上権又は賃借権の設定登記による地方公共団体等以外の借用を認めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(役員及び評議員)</p> <p>第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。</p> <p>2 役員定数は、理事<u>6人以上</u>及び監事2名以上とする。</p> <p>3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。</p> <p>4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。</p> <p>5 理事である評議員以外の評議員は、学校</p>	<p>(資産の保有又は整備)</p> <p>第3条 学校法人は、その設置する幼稚園に必要な施設及び設備（以下「基本財産」という。）並びにその設置する幼稚園の経営に必要な財産（以下「運用財産」という。）を法人設立時までに保有又は整備しなければならない。</p> <p>2 前項の基本財産は、負担付（担保に供せられている等）のもの、又は借用のものであってはならない。<u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(役員及び評議員)</p> <p>第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。</p> <p>2 役員定数は、理事<u>5人以上</u>及び監事2名以上とする。</p> <p>3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。</p> <p>4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。</p> <p>5 理事である評議員以外の評議員は、学校</p>

改正前	改正後
<p>法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬をうけてはならない。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。